

## 国勢調査法令検討会（第 1 回）結果概要

- 1 日 時 平成20年 5 月14日（水）13時45分～15時45分
- 2 場 所 6 階特別会議室
- 3 出席者 構成員：堀部政男座長、野田哲也委員、藤谷護人委員  
総務省：川崎茂統計局長、吉崎賢介統計調査部長、千野雅人国勢統計課長  
河野好行国勢統計課企画官、奥積雅彦統計法制度担当室補佐
- 4 配布資料  
資料 1 国勢調査法令検討会の開催について  
資料 2 平成 22 年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況(案)  
資料 3 - 1 我が国の統計制度（別紙 1 参照）  
資料 3 - 2 「統計法が変わります」(統計法改正パンフレット)(別紙 2 参照)  
資料 3 - 3 統計法新旧対照表（別紙 3 参照）
- 5 議事の概要  
国勢調査法令検討会について  
検討会の位置付け、進め方等について、事務局から説明し、了承された。  
  
国勢調査法令検討会の検討課題について  
平成22年国勢調査における全体的な検討課題及び新統計法について、事務局から説明後、意見交換が行われた。本日の意見等を踏まえ、次回以降、個別の課題について検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。
  - ・ 調査方法上の検討事項にある行政情報等の活用について、想定されるものは住民基本台帳かとの質問があり、主な行政情報としては住民基本台帳を想定しているとの説明があった。
  - ・ 外国人登録台帳制度について、法令改正を視野に入れた検討が行われているところなので、その検討状況を踏まえつつ、国勢調査における活用方策についても検討することが考えられる。
  - ・ マンション、病院・社会施設等の調査における業務委託に関連し、統計調査員の身分を有しないこれらの施設の管理者等が調査票を配布することにより、調査対象者に報告義務を課すことが可能かどうかについて、国勢調査の問題として当検討会で検討してもよいのではないか。
  - ・ 申告義務に関連し、統計法の規定が、申告義務（旧法第 5 条）から報告義務（新法第 13 条）に、「申告を命ずることができる」（旧法）から「報告を求めることができる」（新法）にそれぞれ改正されたのは考え方を変更したことによるものかとの質問があり、「申告」を「報告」としたのは用語の整理によるものである（旧統計法は「申告」、旧統計報告調整法は「報告」）こと、また、「申告を命ずることができる」では、あたかも行政処分としての申告命令を前提とするかのようにミスリードするおそれがあることから、「報告を求めることができる」に変更したものの説明があった。

- 新法の「立入検査等」(第15条)は、旧法の「実地調査」(第13条)と同様の概念かとの質問があり、新法の「立入検査等」は、旧法の「実地調査」と同様、相手方の意思にかかわらず一方的・強制的に行ういわゆる「実力行使」ではなく、あくまで義務の履行を促す手段としての「間接強制」(拒否者に対する罰則(第61条第2号)を背景に義務の履行を求めるもの)に該当するとの説明があった。
- 調査票情報等を行政機関個人情報保護法等の適用除外としている理由について質問があり、統計調査により集められる個人情報については、統計処理され、個人を識別できない形で利用・提供されること、統計上の目的以外での調査票の使用が厳しく制限されるなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が旧法において整備されていることなどの理由から、旧法で適用除外となっており、これは新法でも同様であるとの説明があった。
- 新法の下で実施する平成22年国勢調査において、これまでの法的観点での検討結果をそのまま踏襲できるかどうかという観点からも検討するのがよい。
- 申告義務の発生に関し、「調査票の到達を停止条件とする義務の発効」という考え方もあるのではないか。
- 調査票の郵送提出やインターネット回答の導入は、どのような背景・ニーズがあったのかとの質問があり、オートロックマンション居住者や単身者など、調査員が訪問しても面接できないような世帯への対応策として有効との説明があった。

次回は、9月を目途に開催することとされた。

## 我が国の統計制度

統計法（昭和22年法律第18号）は、我が国の統計に関する基本法として、昭和22年5月から施行されました。

この法律は、積極的に統計体系の整備を図るため、指定統計制度について定める一方、諸統計の実態の把握と重複除去を図るため、届出統計制度についても定めています。

### 1 法の目的

- (1) 統計の真実性の確保、(2) 統計調査の重複の除去、(3) 統計体系の整備、(4) 統計制度の改善発達

### 2 秘密の保護

国や地方公共団体は、様々な統計を作成するために統計調査を実施しますが、その調査の結果として知られた人、法人その他の団体の秘密は保護されなければならないとされています（法§14）。

### 3 指定統計の指定

国、地方公共団体が作成する統計のうち、国の基本政策決定に必要な統計で、かつ、国民生活にとって重要なものについては、総務大臣が指定し、その旨を公示します。

この指定された統計のことを「指定統計」といいます（法§2）。

### 4 指定統計調査の承認

1. 指定統計を作成するための調査（指定統計調査）を行う場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければなりません。承認を受けた調査を中止又は変更する場合も同様です（法§7）。

#### 承認事項

- 1 目的、事項、範囲、期日及び方法
  - 2 集計事項及び集計方法
  - 3 結果の公表の方法及び期日 等
2. 指定統計調査に関する規則（府省令等）の制定、改廃については、あらかじめ総務大臣に協議しなければなりません（法§3）。
  3. 指定統計調査については、その統計の重要性の観点から、調査対象となる人又は法人に対して申告義務が課せられ（法§5）、違反者には罰則が適用される場合があります（法§19）。
  4. 指定統計調査の実施に際しては、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項に限り、検査、資料要求、質問を行うことができる。（法§13）。

5. 指定統計調査に関する事務の一部については、政令（統計法施行令）の定めるところにより地方公共団体の長等が行うこととすることができます（法§18）。

5 届出統計調査

国、都道府県、市、日本銀行及び日本商工会議所が、指定統計調査及び統計報告の徴集以外の政令（「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」（昭和25年政令第58号））で定める統計調査（届出統計調査）を実施する場合は、あらかじめ総務大臣に目的、事項、範囲、期日及び方法を届け出なければならない（法§8）。

総務省政策統括官（統計基準担当）HP（<http://www.stat.go.jp/index/seido/1-1.htm>）

# 統計法が変わります

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

公的機関が作成する統計が、より体系的・効率的に整備され、国民・事業者の方々にもより使いやすいものとなるよう、統計法が全面的に改正されます

(平成19年5月23日公布。全面施行は2年以内)

## 【新しい統計法の四本柱】

公的統計の体系的・計画的整備の推進

統計データの有効利用の促進

統計調査の対象者の秘密保護の強化

統計整備の「司令塔」機能の強化

総務省政策統括官(統計基準担当)

## 公的統計の体系的・計画的整備の推進

統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（業務統計）や他の統計の結果を加工することにより作成される統計（加工統計）を含め、公的機関が作成する統計を広く対象とする法律としました。

### 【基本計画】

公的統計の総合的・計画的な整備を政府全体で進めるため、閣議決定によって基本計画を定めます。

計画の作成に当たっては、統計委員会での調査審議や意見公募（パブリック・コメント）を経ることとしています。また、実施状況のフォローアップを行い、概ね5年ごとに計画の見直し・変更を行います。



### 【基幹統計】



業務統計・加工統計を含め、国勢調査によって作成される国勢統計、国民経済計算（SNA）などの行政機関が作成する重要な統計を基幹統計として位置づけて、基本計画に基づく体系的整備が図れるようにしました。

### 【行政機関が行う統計調査】

国の行政機関が行う統計調査については、調査間の重複を排除して調査負担を軽減する観点などから、新法においても総務大臣が個別に審査を行います。

基幹統計を作成するための統計調査（基幹統計調査）については、特に重要な調査であることから、今までの指定統計調査と同様に、報告義務に関する規定を設けています。



## 統計データの有効利用の促進

学術研究目的などのために、オーダーメイドで集計された統計の提供を受けたり、匿名データ（統計調査によって集められた情報を個人や企業が特定できない形に加工したもの）の提供を受けて統計の作成に用いることができます。



所定の額の手数料の納付が必要です。

## 統計調査の対象者の秘密保護の強化

### 【統計調査によって集められた情報などの保護】

統計調査によって集められた情報などを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対する罰則を整備強化しました。

例) 守秘義務違反

「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」

「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

民間委託の進展に対応するため、これらの規定が統計調査事務を受託した民間事業者に対しても同様に適用されることを明確にしました。



### 【いわゆる「かたり調査」の禁止】

国勢調査などの基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為（いわゆる「かたり調査」）を禁止しており、これに違反した者は未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

## 統計整備の「司令塔」機能の強化

専門的かつ中立公正な調査審議機関として、13名以内の学識経験者によって構成する統計委員会が内閣府に設置されました。

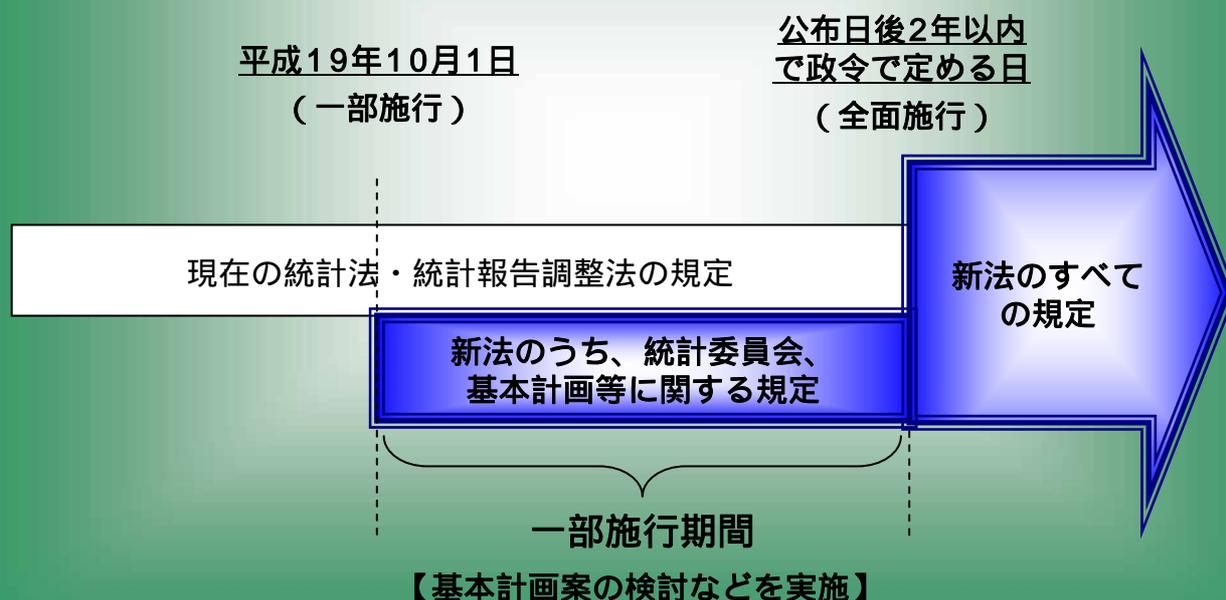
統計委員会は、基本計画の案や基幹統計などに関する調査審議を行うとともに、関係大臣に必要な意見を述べることで、公的統計の体系的整備における中核的な役割を担います。



### 【新たな統計法への移行スケジュール】

新たな統計法のうち、基本計画や統計委員会の設置などに関する一部の規定は平成19年10月1日から先行して施行されています。

その他の規定は公布の日（平成19年5月23日）から2年以内に施行されます。



お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

連絡先：総務省政策統括官(統計基準担当)付 統計法制度改革担当室  
東京都新宿区若松町19-1 tel.03-5273-2080,2081

## 統計法新旧対照表

## 第一章 総則

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月十六日法律第十八号)
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(法の目的)</p> <p>第一条 この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改進黨進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。</p>	
<p>2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。</p> <p>一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。 )又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの</p>	
<p>3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。 )が作成する統計をいう。</p>	
<p>4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。</p> <p>一 第五条第一項に規定する国勢統計</p> <p>二 第六条第一項に規定する国民経済計算</p>	<p>(指定統計)</p> <p>第二条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。</p>

<p>三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの</p> <p>イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計</p> <p>ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計</p> <p>ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計</p>	
<p>5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 行政機関等がその内部において行うもの</p> <p>二 この法律及びこれに基づき命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの</p> <p>三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの</p>	
<p>6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。</p>	
<p>7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行つ統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。</p>	
<p>8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p>	
<p>9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。</p>	
<p>10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち行政文書行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベース）</p>	

<p>データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。)をいう。</p> <p>11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう)に記録されているものをいう。</p>	
<p>12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別他の情報との照合による識別を含む。)ができないよつに加工したものをいう。</p>	
<p>(基本理念)</p> <p>第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。</p> <p>2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるよつに作成されなければならない。</p> <p>3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。</p> <p>4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。</p>	
<p>(基本計画)</p> <p>第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針</li> <li>二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</li> <li>三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項</li> </ul> <p>3 基本計画を定めるに当たつては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。</p>	

- 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第二章 公的統計の作成

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>(国勢統計)</p> <p>第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づき統計(以下この条において「国勢統計」といふ。)を作成しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」といふ。)を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。</p> <p>3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。</p>	<p>(国勢調査)</p> <p>第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査といふ。</p> <p>国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。</p> <p>総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。</p>
<p>(国民経済計算)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準(以下この条において単に「作成基準」といふ。)を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、作成基準を定めるときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	
<p>(基幹統計の指定)</p> <p>第七条 総務大臣は、第二章第四項第三号の規定による指定(以下この条において単に「指定」といふ。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。</p>	<p>(指定統計)</p> <p>第二条 この法律において指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいふ。(再掲)</p>

<p>(基幹統計の公表等)</p> <p>第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(結果の公表)</p> <p>第十六条 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。ただし、総務大臣の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。</p>
<p>(基幹統計調査の承認)</p> <p>第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 調査の名称及び目的</li> <li>二 調査対象の範囲</li> <li>三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</li> <li>四 報告を求める者</li> <li>五 報告を求めるために用いる方法</li> <li>六 報告を求める期間</li> <li>七 集計事項</li> <li>八 調査結果の公表の方法及び期日</li> <li>九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項</li> </ol> <p>3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>(指定統計調査の承認及び実施)</p> <p>第七条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、次に掲げる事項について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない。ただし、第十六条ただし書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 目的、事項、範囲、期日及び方法</li> <li>二 集計事項及び集計方法</li> <li>三 結果の公表の方法及び期日</li> <li>四 関係書類の保存期間及び保存責任者</li> <li>五 経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項</li> </ol>

<p>(承認の基準)</p> <p>第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。</p> <p>一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。</p> <p>二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。</p> <p>三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。</p>	
<p>(基幹統計調査の変更又は中止)</p> <p>第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。</p>	<p>(指定統計調査の承認及び実施)</p> <p>第七条 前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に総務大臣の承認を得なければならない。</p>
<p>(措置要求)</p> <p>第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。</p>	<p>(指定統計調査の承認及び実施)</p> <p>第七条 総務大臣は、必要があると認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。</p> <p>(指定統計調査の事務の監査)</p> <p>第九条 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、これらのものに対して、その改善につき勧告することができる。【後段部分】</p>
<p>2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。</p>	

<p>(報告義務)</p> <p>第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p>	<p>(申告義務)</p> <p>第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。</p> <p>前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わって、又は本人を代表して申告をする義務を負う。</p>
<p>(統計調査員)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。</p>	<p>(統計調査員)</p> <p>第十二条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。</p>
<p>(立入検査等)</p> <p>第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(実地調査)</p> <p>第十三条 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。</p>
<p>(地方公共団体が処理する事務)</p> <p>第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行つこととすることができる。</p>	<p>(地方公共団体が処理する政府の指定統計調査に関する事務)</p> <p>第十八条 政府が行つ指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行つこととすることができる。</p>

<p>(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)</p> <p>第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めである人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。</p>	
<p>(命令への委任)</p> <p>第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。</p>	<p>(指定統計調査)</p> <p>第三条 この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。</p> <p>(統計調査員)</p> <p>第十二条 統計調査員に関する事項は、命令（地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。）でこれを定める。</p>
<p>(一般統計調査の承認)</p> <p>第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。</p>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百四十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。</p>
<p>(承認の基準)</p> <p>第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。</p> <p>一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。</p> <p>二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。</p>	

<p>(一般統計調査の変更又は中止)</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。</p>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。〔再掲〕</p>
<p>3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。〔再掲〕</p>
<p>(一般統計調査の改善の要求)</p> <p>第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかつたときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。</p>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。</p>
<p>(一般統計調査の結果の公表等)</p> <p>第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。</p>	

<p>(地方公共団体が行う統計調査)</p> <p>第二十四条 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。)の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査の名称及び目的</li> <li>二 調査対象の範囲</li> <li>三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</li> <li>四 報告を求める者</li> <li>五 報告を求めるために用いる方法</li> <li>六 報告を求める期間</li> </ul>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。〔再掲〕</p> <p>前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。〔再掲〕</p>
<p>2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。</p>	<p>総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。〔再掲〕</p>
<p>(独立行政法人等が行う統計調査)</p> <p>第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容及その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(指定統計調査以外の統計調査)</p> <p>第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。〔再掲〕</p> <p>前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。〔再掲〕</p>
<p>(基幹統計の作成方法の通知等)</p> <p>第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。</p>	

- 2 総務大臣は、前項の規定による通知があつた基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。
- 3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べよつとるときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」といふ。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

- 2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。
  - 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
  - 二 事業所に関する統計の作成

(統計基準の設定)

- 第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。
- 2 総務大臣は、前項の統計基準を定めよつとるときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しよつとるときも、同様とする。
  - 3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

<p>(協力の要請)</p> <p>第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。</p> <p>この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。</p>	<p>(指定統計調査の実施に対する協力)</p> <p>第十七条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。</p>
<p>第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。</p>	<p>(指定統計調査の実施に対する協力)</p> <p>第十七条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。〔再掲〕</p>
<p>第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。</p>	

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>(調査票情報の二次利用)</p> <p>第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。</p> <p>一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」といづ。)を行う場合</p> <p>二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合</p>	<p>第十五条</p> <p>前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。</p> <p>第十五条の二</p> <p>前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。</p>
<p>(調査票情報の提供)</p> <p>第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。</p> <p>一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成</p> <p>二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等</p>	<p>第十五条</p> <p>前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。〔再掲〕</p> <p>第十五条の二</p> <p>前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。〔再掲〕</p>
<p>(委託による統計の作成等)</p> <p>第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。</p>	
<p>(匿名データの作成)</p> <p>第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければ</p>	

<p>ばならない。</p>	
<p>(匿名データの提供)</p> <p>第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。</p>	
<p>(事務の委託)</p> <p>第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査量情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。</p>	
<p>(手数料)</p> <p>第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」といふ。))が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあつては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。</p> <p>3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第二項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。</p> <p>4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	

第四章 調査票情報等の保護

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>(調査票情報等の適正な管理)</p> <p>第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報</p> <p>第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データベース</p> <p>二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報</p> <p>三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データベース</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。</p>	<p>(調査票等の管理)</p> <p>第十五条の三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第十五条の四 地方公共団体は、届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。</p>
<p>(調査票情報等の利用制限)</p> <p>第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第十五条の二 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行つたものを除く。次条において同じ。)によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告(統計報告調整法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p>

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

- 第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第十五条の四 地方公共団体は、届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。  
(再掲)

(秘密の保護)

第十四条 指定統計調査 第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査(以下「届出統計調査」といづ。)及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集(以下「報告徴集」といづ。)の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(秘密の保護)

第十四条 指定統計調査 第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査(以下「届出統計調査」といづ。)及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集(以下「報告徴集」といづ。)の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。〔再掲〕

第五章 統計委員会

(新) 統計法 (平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧) 統計法 (昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>(設置)</p> <p>第四十四条 内閣府に、統計委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。</p> <p>(組織)</p> <p>第四十六条 委員会は、委員十二人以内で組織する。</p> <p>2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>(委員等の任命)</p> <p>第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第四十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p>	

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

<p>(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)</p>	<p>(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)</p>
<p>(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の適用除外)                      第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」といふ。)第二条第二項に規定する個人情報をいふ。以下この項において同じ。)事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。</p>	<p>(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の適用除外)                      第十八条の二 指定統計を作成するために集められた個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する個人情報をいふ。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。</p>
<p>2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報をいふ。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。</p>	<p>(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の適用除外)                      第十八条の二 指定統計を作成するために集められた個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する個人情報をいふ。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。(再掲)</p>
<p>(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)                      第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>(公的統計の所在情報の提供)                      第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講</p>	

<p>ずるものとする。</p>	
<p>(施行の状況の公表等)</p> <p>第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。</p>	
<p>(資料の提出及び説明の要求)</p> <p>第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。</p>	<p>(指定統計調査の事務の監査)</p> <p>第九条 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものの行つた指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、これらのものに対して、その改善につき勧告することができる。【罰則部分】</p> <p>(資料等の提出及び説明の要求)</p> <p>第十六条の二 総務大臣は、この法律の実施に関し必要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。</p>

第七章 罰則

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めである人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者</p> <p>二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者</p> <p>三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者</p>	<p>第十九条の二 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、前二項の行為をしたときもまた当該各項の例による。</p>
<p>2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。</p>	
<p>第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第十九条の二</p> <p>前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第七条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の罰金に処する。</p> <p>職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、前二項の行為をしたときもまた当該各項の例による。〔再掲〕</p>
<p>第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取扱い(同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用</p>	

<p>したときも前項と同様とする。</p>	
<p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者</p> <p>二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第五条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者</p> <p>四 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者</p>
<p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者</p> <p>三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者</p>
<p>二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用した者</p>	
<p>第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p>	

(新)統計法(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧)統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>第三条 改正後の統計法(以下「新法」といふ。)第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)前においても、新法の例によりすることができる。</p> <p>(最初の国勢調査の実施時期)</p> <p>第四条 新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行つものとする。</p> <p>(指定統計に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」といふ。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大臣が公示したものに限る。)は、新法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた真贋統計とみなす。</p> <p>(指定統計調査に関する経過措置)</p> <p>第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があつたときは、その変更</p>	

後のもの)は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。

(届出統計調査に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査(行政機関が届け出たものに限る。)については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

2 施行日前に旧法第八条第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四条第一項の規定により届け出られた統計調査と独立行政法人等が届け出た統計調査であつて施行日以降新法第二十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

2 施行日前にされた旧法第十五条第二項の承認の申請であつて、この法律の施行の際承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 旧法の規定により指定統計を作成するために集められた調査票に記録されている情報は、新法の規定による基幹統計調査に係る調査票情報とみなす。

2 旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行つたものに限る。)によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定による

一般統計調査に係る調査票情報と旧法の規定により届出統計調査（地方公共団体が行ったものに限る。）によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報と旧法の規定により届出統計調査（独立行政法人等が行ったものであって施行日以降新法第十五条の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。）によって集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により届出独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報とみなす。

3 附則第二条の規定による廃止前の統計報告調整法（以下「旧統計報告調整法」といづ。）の規定により統計報告の徴集によって得られた統計報告に記録されている情報は、新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、新法第三十二条から第三十八条まで、第四十条第一項及び第五十二条の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四条第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については適用しない。

（結果の公表に関する経過措置）

第十条 施行日前に公表されていない指定統計調査の結果に対する旧法第十六条の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（統計報告の徴集に関する経過措置）

第十二条 施行日前に旧統計報告調整法第四条第一項の承認を受けた統計報告の徴集は、旧統計報告調整法第五条第二項の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、新法第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査とみなす。

(異議の申出に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧統計報告調整法第十一条第一項の規定に基づき総務大臣に対してなされた異議の申出の手続については、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十四条 施行日前に旧法若しくは旧統計報告調整法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(条例との関係)

第十五条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失つものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失つ場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があるとき認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新) 統計法に相応する規定がないもの

(新) 統計法 (平成十九年五月二十三日法律第五十三号)	(旧) 統計法 (昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)
	<p>(指定統計調査)</p> <p>第三条 指定統計を作成するための調査(以下指定統計調査という)はこの法律によつてこれを行つものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。</p> <p>主務大臣が前項の規定による命令を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>地方公共団体の長又は教育委員会が前項の規則を制定し、改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>
	<p>(統計官及び統計主事)</p> <p>第十条 内閣府及び各省の部に統計官を置くことができる。</p> <p>都道府県及び市町村(特別区を含む)に、統計主事を置くことができる。</p> <p>統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査に関する専門的技術的事務に従事する。</p> <p>統計官は、内閣府事務官、各官事務官、内閣府技官若しくは各官技官又はこれらに相応する政令で定める職員(以下この項において「国家公務員」という)で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するもののうちから、第一項に定める行政機関の長(宮内庁長官及び外務の長を含む)が命じ、統計主事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十二条第一項に規定する吏員又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第十九条に規定する事務職員若しくは技術職員(以下この項において「地方公務員」という)で、次の各号のいずれかに掲げる資格を有するものの中から、地方公共団体の長又は教育委員会が命ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 統計調査に関する事務に国家公務員又は地方公務員として通算して二年以上従事したこと。</li> <li>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正</li> </ol>

	<p>七年勅令第三百八十八号) による大学の学部で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有すること。</p> <p>三 学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は文部科学大臣がこれらと同等以上と認定した学校で統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め、卒業したこと。</p> <p>四 総務大臣が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する国家試験に合格したこと。</p> <p>五 前各号に掲げる資格のほか、総務大臣が統計調査に従事するに適切な資格を有すると認定したこと。</p>
	<p>(総務大臣が行つ統計調査)</p> <p>第十一条 総務大臣が行つ統計調査については、第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、総務大臣が行つ統計調査に対するこの法律の適用に関しては、第九条中「関係各行政機関の長又はその他のものの行つ指定統計調査」とあるのは「指定統計調査」と、「これらのものに対して、その改善につき勧告することができる」とあるのは「その改善を図るものとする」とする。</p>
	<p>(権限の委任)</p> <p>第十八条の三 総務大臣は、政令で定めるところにより、第二条及び第七条に定める権限を総務省において統計に関する事務を所掌する職にある者で政令で定めるものに委任することができる。</p>